平成２７年（フ）第２９３号
北海道函館市湯川町１丁目15番３号
破産者　株式会社万惣ホテル
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１８号
岩手県釜石市鵜住居町第８地割36番地１
破産者　株式会社映電社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７７号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷898番地の22
破産者　鏡ケ池有限会社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷898番地の22
破産者　荘司株式会社
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９５号
東京都八王子市台町３丁目16―20―105
破産者　菊田　一郎
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７３号
東京都あきる野市二宮2129番地７
破産者　柴田　大介
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５４４号
東京都青梅市柚木町３丁目623番地の１
破産者　上田　純人
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５９６号
東京都青梅市新町４丁目３番地の７グレースマンションフジ103
破産者　伊藤　涼子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１４０２号
福岡市西区下山門４丁目18番８号
破産者　株式会社石橋ブロック
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７６号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口393番地35
破産者　株式会社エスティ化成
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７１０号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野字長谷707番地の１
破産者　有限会社丸千興産
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１２２号
福岡県福津市津丸886番地の４
破産者　古賀　譲司
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６５号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1927番地４
破産者　竹渕　仁史
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５２１号
札幌市北区北32条西11丁目１番１―102号
破産者　空　　泰弘
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町894番地27、旧住所鳥取県鳥取市気高町下原248番地２
破産者　荒尾　裕美
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３５号
大分県由布市庄内町五ケ瀬546番地２　サンハイツ由布101
破産者　向井都詩惠
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目16番15号
破産者　永田　哲勝
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1418番地の８
破産者　池田　友彦
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１４号
青森県弘前市大字駒越町33番地１
破産者　工藤　正勝
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部